

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年11月27日
【会社名】	株式会社ティア
【英訳名】	TEAR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富安 徳久
【本店の所在の場所】	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地 1
【電話番号】	052-918-8200 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画室長 辻 耕平
【最寄りの連絡場所】	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地 1
【電話番号】	052-918-8254
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営企画室長 辻 耕平
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 215,274,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年11月16日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番 20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成30年11月27日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成30年11月27日(火)開催の取締役会において、当社普通株式2,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	300,000株	215,274,000	107,637,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	300,000株	215,274,000	107,637,000

(注)1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		300,000株	
払込金額		215,274,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 森田 敏夫	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成30年9月30日現在)	26,171株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2.資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

3.発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成30年11月16日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成31年1月7日(月)	該当事項はあ りません。	平成31年1月8日(火)

(注)1. 発行価格については、平成30年12月5日(水)から平成30年12月11日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額とします。

2. 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社ティア 本店	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 大津町支店	名古屋市中区錦三丁目4番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
215,274,000	3,000,000	212,274,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成30年11月16日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限212,274,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,418,160,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,630,434,000円について、1,374,000,000円を当社の設備投資資金に充当し、残額が生じた場合には、平成31年9月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

設備投資資金については、平成32年9月末までに葬儀会館の新設に1,045,000,000円(平成31年9月期:448,000,000円、平成32年9月期:597,000,000円)を、平成32年9月末までに既存会館の改修に329,000,000円を充当する予定であります。

実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成30年11月27日（火）開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,000,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年12月26日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数その限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年11月27日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について変更及び追加がありました。

以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は、当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年11月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の「事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を抜粋して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成30年11月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

##### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」を目指し、平成9年に創業いたしました。翌年には名古屋市内に1号店となる「ティア中川」を開設し、その後も中部地区で積極的なドミナント出店を行うと共に、関東地区・関西地区への進出やフランチャイズによる多店舗化を推進してまいりました。これにより平成30年9月末現在、直営57店舗（会館52店舗・葬儀相談サロン5店舗）・フランチャイズ45店舗の合計102店舗を展開しております。

また、創業当時より一貫して葬儀価格の透明性に努めており、当社独自の会員制度「ティアの会」を中心に、明瞭な価格体系による葬儀を提供しております。さらに、葬儀に関する知識や技術的な教育のみならず、ビジネスマナーや徳育的な観点による人材教育を積極的に手掛け、サービス業としての質的向上にも努めてまいりました。これらの取り組みにより、ご利用されるお客様の支持を獲得し、平成30年9月末現在、会員数は34万人を超え、年間の葬儀施行件数は14,000件（直営、フランチャイズ合計）を超えるまでに業容は拡大しております。

##### (2) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、人口動態を背景に葬儀に関する需要は増加傾向で推移すると予想されております。一方で、葬儀業界の新たな潮流として、少子化による親族の減少、死亡年齢の高齢化等を背景に、儀式の簡素化と葬儀の小規模化が進行しております。

##### (3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは中長期目標であります会館数200店舗体制の実現とその後の持続的な成長を目指すべく、中部地区で新規出店を加速し経営基盤の更なる強化を図ると共に、関東地区、関西地区での収益化と出店を加速する体制を整備する局面であると判断しております。また、直営・フランチャイズによる中長期の出店方針に加え、「外部環境の変化に伴う課題の認識と対応方針」「内部体制の更なる強化と中長期を見据えた施策」「計画的な人材確保と教育体制の充実により強い組織集団の実現」を推進していかねばなりません。さらに、企業価値を高め、株主共同の利益を確保・向上させる取り組みも必要であると判断しております。

そこで、当社グループといたしましては、「オンリーワンブランド“ティア”」のスローガンのもと、中期経営計画を策定し、以下の4項目のテーマを推進してまいります。

#### 直営会館と葬儀相談サロンの出店加速とフランチャイズにおける計画的な出店の推進

当社グループの中長期目標であります会館数200店舗体制とその後の持続的な成長の実現に向けて、中部地区では新規出店を加速し経営基盤の更なる強化を図り、関東地区では収益化と出店を加速する体制の整備、関西地区では葬儀受注導線の多様化により既存会館の成長に取り組んでまいります。

フランチャイズでは、新たなフランチャイズモデルの開発により、新規・既存クライアントの計画的な出店を推進すると共に、スーパーバイジング機能の向上とFC本部のバックアップにより、フランチャイズ会館の更なる成長を目指してまいります。

#### 既存会館のユーザビリティの向上とWEBマーケティングの強化の推進

葬儀ニーズの多様化や葬祭規模の縮小に対応すべく、既存設備の充実や既存会館の計画的な改修を実施し、ユーザビリティの向上に努めてまいります。また、創業から20年以上が経過し、契約満了となる会館も増えることから、契約更新に係るマネジメント体制の構築にも取り組んでまいります。

また、WEBサイトからの会員獲得、葬儀受注の増加を図るべく、当社グループのホームページのリニューアルとWEBマーケティングの強化に取り組んでまいります。さらに、PR・IR活動におきましても継続的に実施し、中部地区・関東地区・関西地区のみならず、日本全国を対象に当社グループの知名度と認知度の向上に努めてまいります。

#### 葬儀付帯業務の更なる内製化とM&Aに係る基準の明確化の推進

葬儀付帯業務の更なる内製化を推進すべく、車両業務にかかる人材・設備の拡充、湯灌サービスの内製化比率の向上、セレモニアシスタントの社内派遣、生花事業の立ち上げと運用拡大等に取り組んでまいります。また、葬儀付帯品を会館へ配送する物流センターの効率化にも努めてまいります。

M&Aにつきましては定量的な基準を明確化することで、買収案件に対する検討プロセスの迅速化を図ってまいります。また、中部地区に次ぐ第2の成長市場を開拓すべく情報収集にも努めてまいります。

#### 計画的な人材確保と教育体制の強化の推進

中長期目標200店舗体制の実現を目指すには、人材の確保・育成にこれまで以上に取り組む必要があると判断しております。そこで、PDCAサイクルに則った新卒採用プログラムを実践すると共に、新入社員の早期育成を目指した新卒教育プログラムを運用してまいります。また、既存社員に対しても施行品質の基準を設けた研修や、管理職に必要なスキルを習得する研修等を行ってまいります。さらに、人材教育を担うティアアカデミーの機能強化を図るべく、「ティア・ヒューマンリソース・センター：THRC」と称する研修に特化した施設を開設いたします。

#### (4) 目標とする経営指標

当社グループは中期経営計画及び三カ年の利益計画を公表しており、中期経営計画に対する進捗状況及び利益計画の達成状況を経営指標としております。

#### ・事業等のリスク

##### (2) 競争環境について

葬儀業界への異業種からの参入や、葬儀を紹介・斡旋するポータルサイトの台頭等が活発化しております。また、同業他社におきましても積極的に会館を出店していることから、当社グループが会館を展開する商圏内でも競争環境は厳しさを増しており、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) 葬儀会館の賃借について

当社グループは、葬儀会館の出店に関しまして、基本的に土地建物の賃借をいたしております。

< 中略 >

##### 出店・改修計画

出店計画に沿って、土地情報の収集や賃借交渉を行っておりますが、当社が希望する地域に該当する土地がない場合及び条件に折り合いが付かない場合については、出店計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、既存会館の改修について、改修が集中する場合及び改修計画に変更が生じた場合については、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 法的規制について

## 霊柩運送

当社グループの葬祭事業における霊柩運送については、「一般貨物自動車運送事業(霊柩)」として、貨物自動車運送事業法の規制を受けております。当社グループは運行管理者及び整備管理者を選任し、安全運行の確保及び事故防止にかかる体制を整備しておりますが、今後当該法規制が改正・強化され、その対応のために新たな費用負担が発生した場合、あるいは管理不備や重大事故の発生等の予期せぬ事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 食品衛生法

当社グループの葬祭事業においては食品の提供を行っていることから、食品衛生法の規制を受けております。当社グループは都道府県知事が定める基準により食品衛生責任者を置くなど適切な衛生管理を行っておりますが、万一、食中毒を起こした場合には、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 人材確保及び教育について

当社グループは、中長期目標200店舗体制の実現を目指し今後も事業展開を積極的に行う方針であり、人材の確保・育成をこれまで以上に取り組む必要があると判断しております。そのため当社グループは中期経営計画に基づいた採用活動を行うとともに、人材教育機関「ティアアカデミー」による社員のスキル向上を図っております。

しかしながら、人材の確保及び育成が当社グループの計画通りに進まない場合、当社グループの事業展開が制約され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



## 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設及び(2) 重要な改修」については、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在(ただし、既支払額については平成30年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

## (1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 ティア猪高	名古屋市 名東区	葬祭事業	葬祭 ホール	39	20	自己資金	平成 30. 9	平成 30. 11	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール (注) 2 .	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	71	-	借入金	平成 30. 12	平成 31. 2	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール (注) 2 .	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	71	-	増資資金	平成 30. 12	平成 31. 3	葬儀施行 件数の増加
当社 葬祭ホール 11店舗	愛知県内	葬祭事業	葬祭 ホール	939	-	増資資金 又は借入 金	平成 31. 1	平成 32. 9	葬儀施行 件数の増加
当社 葬儀相談 サロン ティア根津	東京都 文京区	葬祭事業	葬儀相談 サロン	7	-	自己資金	平成 30. 10	平成 30. 11	葬儀施行 件数の増加
当社 葬儀相談 サロン 5店舗	東京都内	葬祭事業	葬儀相談 サロン	35	-	増資資金	平成 31. 3	平成 32. 9	葬儀施行 件数の増加
当社 ティアHR センター	名古屋市 北区	全社共通 葬祭事業	事務所 教育施設	300	26	借入金	平成 30. 9	平成 31. 3	(注) 3 .

(注) 1 . 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 . 事業所名等の詳細は未確定のため、記載しておりません。

3 . 業務の効率化及び人材育成体制の強化により、顧客サービスの向上を図るものであります。

## (2) 重要な改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 ティア名港	名古屋市 港区	葬祭事業	葬祭 ホール	90	-	増資資金 又は借入 金	平成 31.5	平成 31.6	(注) 2 .
当社 ティア西枇 杷島	愛知県 清須市	葬祭事業	葬祭 ホール	65	-	増資資金 又は借入 金	平成 31.7	平成 31.8	(注) 2 .
当社 ティア相生 山	名古屋市 天白区	葬祭事業	葬祭 ホール	86	-	増資資金 又は借入 金	平成 32.8	平成 32.9	(注) 2 .
当社 ティア熱田	名古屋市 熱田区	葬祭事業	葬祭 ホール	88	-	増資資金 又は借入 金	平成 32.8	平成 32.9	(注) 2 .

(注) 1 . 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 . 既存設備の改修により、顧客サービスの向上を図るものであります。

## 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成29年12月26日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役として、富安德久、岡留昌吉、辻耕平、宮崎芳幸、山本克己、眞邊健吾、森善良、小木曾正人の8名を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、稲生浩子氏を選任する。

第3号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年12月21日開催の第14回定時株主総会において、年額1,000百万円以内と承認いただいておりますが、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、現行の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給する。譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額40百万円以内(うち、社外取締役分は年額350百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、本制度により当社が取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内(うち、社外取締役分は年5,000株以内)とする。

第4号議案 当社監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、平成22年12月21日開催の第14回定時株主総会において、年額100百万円以内と承認いただいておりますが、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、現行の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給する。譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額5百万円以内(うち、社外監査役分は年額350百万円以内)とし、本制度により当社が監査役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年7,000株以内(うち、社外取締役分は年5,000株以内)とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果		
				可否	可決要件	賛成割合(%)
第1号議案						
富安 徳久	152,114	543	0	可	(注)	98.16
岡留 昌吉	152,374	283	0	可	(注)	98.33
辻 耕平	152,353	304	0	可	(注)	98.31
宮崎 芳幸	152,367	290	0	可	(注)	98.32
山本 克己	152,370	287	0	可	(注)	98.32
眞邊 健吾	152,352	305	0	可	(注)	98.31
森 善良	152,235	422	0	可	(注)	98.24
小木首 正人	152,205	452	0	可	(注)	98.22
第2号議案						
稲生 浩子	148,800	3,855	0	可	(注)	96.02
第3号議案	130,324	22,333	0	可	(注)	84.10
第4号議案	126,564	26,093	0	可	(注)	81.67

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)における「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在下記のとおり増加しております。

平成29年12月22日現在の資本金	増加額	平成30年11月27日現在の資本金
1,159百万円	24百万円	1,184百万円

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

#### 5 最近の業績の概要

(1) 平成30年9月期連結会計年度(自平成29年10月1日至平成30年9月30日)の業績の概要

平成30年11月8日開催の取締役会において承認し、公表した平成30年9月期連結会計年度(自平成29年10月1日至平成30年9月30日)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していないため、監査報告書は受領していません。

なお、金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,758	2,125
売掛金	288	385
商品	47	53
貯蔵品	41	49
繰延税金資産	81	106
その他	130	143
貸倒引当金	5	5
流動資産合計	2,341	2,858
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,260	5,590
車両運搬具（純額）	10	11
土地	1,428	1,488
リース資産（純額）	301	445
建設仮勘定	58	31
その他（純額）	174	161
有形固定資産合計	7,234	7,728
無形固定資産	151	114
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
差入保証金	970	915
繰延税金資産	135	158
その他	156	185
貸倒引当金	-	2
投資その他の資産合計	1,263	1,257
固定資産合計	8,648	9,100
資産合計	10,990	11,958

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	315	352
短期借入金	60	70
1年内返済予定の長期借入金	792	710
未払金	503	667
リース債務	21	28
未払法人税等	250	291
賞与引当金	126	140
その他	123	173
流動負債合計	2,193	2,432
固定負債		
長期借入金	1,894	1,531
リース債務	331	445
資産除去債務	349	563
固定負債合計	2,575	2,540
負債合計	4,769	4,973
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,159	1,184
資本剰余金	793	817
利益剰余金	4,268	4,983
自己株式	0	0
株主資本合計	6,221	6,984
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益累計額合計	0	0
純資産合計	6,221	6,984
負債純資産合計	10,990	11,958

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	11,352	12,311
売上原価	7,059	7,471
売上総利益	4,292	4,839
販売費及び一般管理費	3,101	3,516
営業利益	1,190	1,323
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	0	0
広告料収入	12	9
受取保険金	10	5
その他	11	8
営業外収益合計	40	29
営業外費用		
支払利息	43	36
固定資産除売却損	2	8
支払手数料	-	5
その他	0	1
営業外費用合計	45	52
経常利益	1,185	1,300
特別損失		
固定資産除売却損	29	-
特別損失合計	29	-
税金等調整前当期純利益	1,156	1,300
法人税、住民税及び事業税	379	452
法人税等調整額	24	47
法人税等合計	355	404
当期純利益	801	896
親会社株主に帰属する当期純利益	801	896

## (連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
当期純利益	801	896
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
その他の包括利益合計	0	0
包括利益	801	896
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	801	896
非支配株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,159	793	3,608	0	5,561
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当			141		141
親会社株主に帰属する 当期純利益			801		801
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	659	-	659
当期末残高	1,159	793	4,268	0	6,221

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	0	0	5,561
当期変動額			
新株の発行			-
剰余金の配当			141
親会社株主に帰属する 当期純利益			801
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	660
当期末残高	0	0	6,221



当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,159	793	4,268	0	6,221
当期変動額					
新株の発行	24	24			48
剰余金の配当			181		181
親会社株主に帰属する 当期純利益			896		896
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	24	24	714	-	763
当期末残高	1,184	817	4,983	0	6,984

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累 計額合計	
当期首残高	0	0	6,221
当期変動額			
新株の発行			48
剰余金の配当			181
親会社株主に帰属する 当期純利益			896
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	763
当期末残高	0	0	6,984

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,156	1,300
減価償却費	522	561
賞与引当金の増減額(は減少)	13	13
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	1
受取利息及び受取配当金	6	5
支払利息	43	36
固定資産除売却損益(は益)	31	8
売上債権の増減額(は増加)	71	97
たな卸資産の増減額(は増加)	3	14
仕入債務の増減額(は減少)	12	36
未払金の増減額(は減少)	51	146
その他	13	71
小計	1,769	2,060
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	42	36
法人税等の支払額	320	403
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,406	1,620
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	988	633
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	10	13
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	-
貸付けによる支出	10	-
差入保証金の差入による支出	24	12
差入保証金の回収による収入	61	71
その他	23	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	998	596
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	620	560
短期借入金の返済による支出	680	550
長期借入れによる収入	1,134	447
長期借入金の返済による支出	1,005	892
配当金の支払額	141	182
リース債務の返済による支出	20	34
その他	-	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	93	658
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	315	366
現金及び現金同等物の期首残高	1,442	1,758
現金及び現金同等物の期末残高	1,758	2,125

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (会計上の見積りの変更)

## (資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額149百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更は当連結会計年度末に行ったため、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

## (セグメント情報等)

## a. セグメント情報

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱うサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は、葬儀請負を中心とした葬祭事業と、当社のこれまでのノウハウを生かした葬儀会館運営のフランチャイズ事業を行っております。

したがって、「葬祭事業」、「フランチャイズ事業」を報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の作成方法と概ね同一であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,011	340	11,352	-	11,352
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,011	340	11,352	-	11,352
セグメント利益	1,994	78	2,072	881	1,190
セグメント資産	8,702	39	8,742	2,248	10,990
その他の項目					
減価償却費 (注)3	456	0	456	66	522
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 (注)3	915	0	915	150	1,065

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 881百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額2,248百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額66百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額150百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	葬祭事業	フランチャイズ 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,927	383	12,311	-	12,311
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	0	0	-
計	11,927	383	12,311	0	12,311
セグメント利益	2,191	85	2,277	953	1,323
セグメント資産	9,257	43	9,300	2,657	11,958
その他の項目					
減価償却費 (注)3	500	0	501	60	561
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額 (注)3	984	0	984	42	1,027

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 953百万円には、セグメント間取引消去 0百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 953百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (2) セグメント資産の調整額2,657百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産であります。
  - (3) その他の項目の減価償却費の調整額60百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
  - (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額42百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
  3. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

b. 関連情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高はなく、該当事項はありません。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	308.51円	345.65円
1株当たり当期純利益	39.72円	44.39円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	801	896
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	801	896
期中平均株式数(株)	20,165,730	20,192,277

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 平成30年9月期事業年度(自平成29年10月1日至平成30年9月30日)の業績の概要

平成30年11月8日開催の取締役会において承認された平成30年9月期事業年度(自平成29年10月1日至平成30年9月30日)の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

なお、金額は百万円未満を切捨てて表示しております。



## 貸借対照表

（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	2,819	流動負債	2,418
現金及び預金	2,089	買掛金	370
売掛金	385	短期借入金	70
商品	52	1年内返済予定の長期借入金	697
貯蔵品	49	リース債務	28
前払費用	140	未払金	661
繰延税金資産	104	未払費用	24
その他	2	未払法人税等	291
貸倒引当金	5	預り金	32
固定資産	9,087	賞与引当金	135
有形固定資産	7,691	その他	106
建物	5,223	固定負債	2,516
構築物	351	長期借入金	1,511
車両運搬具	6	リース債務	445
工具、器具及び備品	159	資産除去債務	559
土地	1,474	負債合計	4,935
リース資産	445	純資産の部	
建設仮勘定	31	株主資本	6,970
無形固定資産	114	資本金	1,184
ソフトウェア	97	資本剰余金	817
電話加入権	6	資本準備金	817
その他	10	利益剰余金	4,969
投資その他の資産	1,281	その他利益剰余金	4,969
投資有価証券	0	繰越利益剰余金	4,969
関係会社株式	19	自己株式	0
関係会社長期貸付金	8	評価・換算差額等	0
破産更生債権等	2	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	182		
差入保証金	912		
繰延税金資産	158		
その他	1		
貸倒引当金	2	純資産合計	6,971
資産合計	11,906	負債・純資産合計	11,906

## 損益計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		12,312
売上原価		7,514
売上総利益		4,798
販売費及び一般管理費		3,487
営業利益		1,311
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
広告料収入	9	
受取保険金	5	
その他	8	29
営業外費用		
支払利息	36	
固定資産除売却損	8	
支払手数料	5	
その他	1	52
経常利益		1,287
税引前当期純利益		1,287
法人税、住民税及び事業税	448	
法人税等調整額	47	400
当期純利益		887

## 株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成29年10月1日 首残高	1,159	793	793	4,263	4,263
事業年度中の変動額					
新株の発行	24	24	24		
剰余金の配当				181	181
当期純利益				887	887
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	24	24	24	705	705
平成30年9月30日 期末残高	1,184	817	817	4,969	4,969

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成29年10月1日 首残高	0	6,216	0	0	6,216
事業年度中の変動額					
新株の発行		48			48
剰余金の配当		181			181
当期純利益		887			887
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		-	0	0	0
事業年度中の変動額合計	-	754	0	0	754
平成30年9月30日 期末残高	0	6,970	0	0	6,971

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

なお、たな卸資産の貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げております。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	3～15年

## 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## リース資産

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 引当金の計上基準

## 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

## (4) 重要なヘッジ会計の方法

## ・ ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

## ・ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

## ・ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

## ・ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価は省略しております。

## (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

## (損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産除売却損」は2百万円であります。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

## (資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額149百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更は当事業年度末に行ったため、当事業年度の損益に与える影響はありません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

## (1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	101百万円
合計	101百万円

なお、担保に係る債務は、下記(3)に記載している債務保証であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,106百万円

## (3) 保証債務

当社の所有する建物の地主について、金融機関からの借入に対して次の債務保証を行っております。

保井正純 39百万円

なお、上記保証については、地主の所有する土地及び当社の所有する建物101百万円が担保に供されております。

関係会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

株愛共 33百万円

## (4) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債務 19百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1百万円

仕入高 157百万円

その他の営業取引 0百万円

営業取引以外の取引高 0百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,470株

## (2) 株主資本の金額の著しい変動

平成30年1月16日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役及び監査役並びに当社執行役員に対する譲渡制限付株式報酬として平成30年2月15日付で新株式の発行を行い、当事業年度において、資本金が24百万円、資本準備金が24百万円それぞれ増加しております。

この結果、当事業年度末において、資本金が1,184百万円、資本準備金が817百万円となっております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

## 繰延税金資産

未払事業税	19百万円
未払事業所税	6百万円
貸倒引当金	2百万円
賞与引当金	41百万円
法定福利費	10百万円
長期前払費用	12百万円
減価償却超過額	78百万円
資産除去債務	171百万円
借地権	20百万円
その他	26百万円

繰延税金資産小計 389百万円

評価性引当額 0百万円

繰延税金資産合計 389百万円

## 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	127百万円
その他	0百万円

繰延税金負債合計 127百万円

繰延税金資産の純額 262百万円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前の建物については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円） （注）1	科目	期末残高 （百万円）
主要株主（個人） 及びその近親者	（株）夢現 （注）2	（被所有） 直接38.5	主要株主 債務被保証	地代家賃支払 に対する債務 被保証 （注）3	254		
	横山 博一 （注）2	-	債務被保証	地代家賃支払 に対する債務 被保証 （注）3	254		

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 横山博一氏は主要株主には該当しませんが、(株)夢現は横山博一氏およびその近親者の財産保全会社であることから、主要株主（個人）として各々記載しております。

3. 当社は会館の賃借料に対して、主要株主(株)夢現および横山博一氏の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	344円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円94銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 至	平成28年10月1日 平成29年9月30日	平成29年12月22日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第3四半期)	自 至	平成30年4月1日 平成30年6月30日	平成30年8月10日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月22日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティアの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ティアが平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 家元 清文指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。